

平成28年2月

文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」

主査 土肥 一史 殿

著作権分科会専門委員 笹尾 光

(日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員)

T P Pに関する著作権法改正についての意見

当連盟が、平成28年11月4日の「法制・基本問題小委員会」へ提出した意見につきまして、以下のとおり補足・追加を行います。

○ 著作隣接権者の平衡な取り扱いについて

T P P協定において権利保護の強化の対象となっているのは、著作物、実演（レコードに固定された実演）およびレコードのみですが、T P P協定で定められた範囲に加え、視聴覚的実演も含んだすべての実演に対する保護強化を行うのであれば、同じ著作隣接権である「放送」についても平衡な取り扱いを希望し、具体的には以下の項目について要望いたします。

- ① 既に現行の保護期間を超える50年以上の歴史を持つ放送局も多数あり、T V・ラジオ等の番組は歴史的・文化的にも重要な価値があります。それらの番組を将来に渡って適切に保護するためにも、放送の保護期間を70年とすること。
- ② 放送の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備を行うこと。
- ③ その他、「法定損害賠償に係る制度整備」等についても、放送事業者を実演家やレコード製作者と並べて取り扱うこと。

なお、T P P協定で定められた範囲に加え、視聴覚的実演も含んだすべての実演に対して保護強化を行う法改正を実施する場合は、その理由を明確にするよう要望いたします。

以 上